

なかの



Vol. 219

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>



新年賀詞交歓会

(平成30年1月11日(木) 於：中野サンプラザ)



大月副会長



29年度納税功労者の皆様



謝辞：安藤様



木村副会長



フォト・コンテスト入賞者



入賞作品 (ロビー)



横山副会長



税の川柳コンクール入賞者



矢島副会長



会長・副会長の皆様



会長と着物姿の皆様と



乾杯：鈴木顧問



～～～ 多くの皆様に参加して頂きました ～～～



司会：新井氏



皆さん素敵ですネ！



～～ 第7支部の皆様 ～～



司会：宮治氏

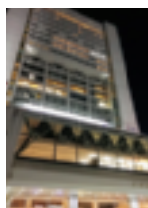
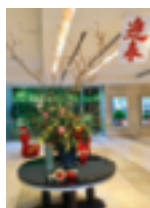


谷口副会長



中締め (盛会裏に終了！)

中野区だより



1/14 中野区経済四団体新年賀詞交歓会 (於：日本閣)

1/22 東京に大雪が… (中野通り)

1/23 中野区商店街連合会新年賀詞交歓会 (於：中野サンプラザ)

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!

(まずはお電話を…)

実施日時：3/7(水)、4/2(月)、5/9(水)、6/4(月)、7/4(水)、8/1(水)

13:00～17:00 (相談時間は、1案件:45分)

TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



掲 示 板 (3~5月行事予定表)



月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月	2日(金)	広報委員会	法 人 会 館	
	5・6・7日	生活習慣病健診	中野サンブラザ研修室7F	
	7日(水)	厚生共益公益事業委員会	法 人 会 館	
	//	女性部会・役員会	法 人 会 館	
	8日(木)	総務組織委員会	法 人 会 館	
	//	源泉研究部会・役員会	中野サンブラザ20F	
	9日(金)	青年部会・役員会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	13日(火)	税制税務委員会	法 人 会 館	
	//	◆東法連・理事会	全法連会館4F	会長
	18日(日)	中野ランニングフェスタ2018	四季の森公園	
	22日(木)	理事会	中野サンブラザ11F	
	//	新入会員・特別研修会	中野サンブラザ11F	
	//	新入会員・特別交流会	中野サンブラザ11F	
	28日(水)	決算法人説明会	西武信用金庫・本店8F	
	29日(木)	新設法人説明会	法 人 会 館	
4月	3日(火)	書き方説明会	法 人 会 館	
	4日(水)	女性部会・308回研修会	法 人 会 館	
	//	女性部会・第37回定時総会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	5日(木)	源泉研究部会・381回研修会	法 人 会 館	
	//	源泉研究部会・第43回定時総会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	6日(金)	総務・組織委員会	法 人 会 館	
	//	監査会	法 人 会 館	
	//	青年部会・497回研修会	法 人 会 館	
	//	青年部会・第38回定時総会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	(6)・7・8日	9:30集合 第32回中野通り桜まつり	新井薬師公園	6日：オープニングセレモニー
	18日(水)	決算法人説明会	法 人 会 館	
	19日(木)	理事会	中野サンブラザ	終了後：懇親会
	//	第19回健康セミナー（講師：河崎幹雄氏）	中野サンブラザ11F	
	20日(金)	中野税務懇談会	法 人 会 館	会長・佐藤
5月	10日(木)	正副会長・総務・事業合同役員会	中野サンブラザ	
	//	(第1部)第7回通常総会(社員総会)	中野サンブラザ	
	//	(第2部)税務研修会	中野サンブラザ	
	//	(第3部)感謝状贈呈式	中野サンブラザ	終了後：懇親会
	16日(水)	決算法人説明会	法 人 会 館	
	17日(木)	新設法人説明会	法 人 会 館	

4月19日『第19回健康セミナー』は、同封の案内をご参照の上ご参加下さい。

3月号の目次 「新年賀詞交歓会が盛大に!」

2018 VOL.219

新年賀詞交歓会	2	祝 辞(内藤所長)(田中区長)	7
(他団体) 新年会	2	税務署だより・都税だより	8・9
(お知らせ) 無料法律相談	2	知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)	10・11
署長講演会(原署長)『高齢化社会と税金等』	4	行動する法人会(税制改正提言)	12
年頭所感(宮島会長)	5	中野区だより&お知らせ	13
祝 辞(原署長)	6	部会だより(女性部会)(源泉研究部会)(青年部会)	14・15
ANTENNA④『中野ランニングフェスタ2018』	6	新年賀詞交歓会(大抽選会)	16

●表紙(写真説明)……………第16回フォト・コンテスト入賞『わが街』(杉並・龍光寺) ヤシマ教材(株) 片岡早苗氏

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743



★ 講演会 ★

「高齢化社会と税金等」

講師：中野税務署長 原 武彦 様



講師の原署長

平成30年1月11日、中野サンプラザにおいて、「講演会」が行われました。

講師に、中野税務署長 原 武彦様を招聘して『高齢化社会と税金等』と題して講演していただきました。

【高齢化社会と税金】

初めに、所得税の仕組みについて、収入から課税所得金額の計算、そして所得税額の算出まで、図を示しながら解説していただきました。

続いて、本日の課題である、高齢化社会に伴い適用が受けられる可能性がある所得控除4つに着目して要点の説明がありました。

まずは、医療費控除については、対象となる医療費の例示を出しながら、それぞれの注意すべき事項を説明。また、介護保険制度の下で介護サービス事業者から受ける居宅サービスや介護予防サービスのうち、療養上の世話の対価であれば、医療費控除の対象とすることができるとのことでした。

次に、配偶者控除については、配偶者の年齢によって受けられる控除額が異なること、また、納税者本人の所得金額によっても控除額が異なることの説明がありました。

続いて、3点目の扶養控除は、高齢者の親族を扶養している場合、配偶者と同様に割り増して控除が受けられるとのことでした。しかし、注意点として、親族と同居しているかによって控除額が変わるようです。老人ホーム等へ入所している場

合には同居と判断することはできないようなので注意が必要であると感じました。

最後に障害者控除の解説がありました。納税者本人、配偶者又は扶養親族が税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除が受けられる。障害者控除の対象について解説があり、障害者手帳等を持っていない場合であっても、精神又は身体に障害のある65歳以上の方で介護保険の要介護認定を受けており、寝たきり等の状態にある方は、区役所に申請し、障害者控除対象者認定書の発行を受けられれば、障害者手帳等を持っている方に準じた所得控除が受けられるとのことでした。

【リオ・デ・ジャネイロ勤務経験から】

講演会の最後には、過去の勤務経験の中から、外務省に3年間出向していたときのお話をいただきました。

リオ・デ・ジャネイロ総領事館の領事として、現地の経済情報の収集や関係会議への出席、現地の識者からの意見聴取などの職務に従事していたとのことでした。

また、観光地やリオのカーニバルの様子など、写真を交えて紹介していただき、現地でのご自身の体験についても話していただきました。

結びにあたり、本年が良い年になりますようにと述べられて、内容の濃いすばらしい講演会は終了いたしました。

(文責：広報委員 K. T)



ブラジル連邦共和国



リオのカーニバル (会場：サンボードロモ)

新年賀詞交歓会



宮島会長の年頭の辞

平成30年1月11日(木) 中野サンプラザ

明けましておめでとうございます。

年始のお忙しい中、中野税務署、幹部の皆様を始めとする多くのご来賓の皆様並びに会員・役員の皆様におかれましては、中野法人会新年賀詞交換会にご参加頂きありがとうございます。

会員・役員の皆様は、日頃から法人会活動にご協力頂き、誠にありがとうございます。

今年のお正月は穏やかな天気で新年を迎えることが出来、皆様はゆっくりされたのではないのでしょうか？私も、初日の出を見ることが出来、さい先の良い新年を迎えることが出来ました。

さて、昨年法人会では、会員サービスの向上として「ホットライン」を立ち上げました。

これは、会員の皆様が困ったとき、税務相談・法律相談等、更に、中野サンプラザの予約（サンプラザ大使の割引対象となります）、問合せ等、様々な相談事が気楽に出来るように、相談先に直接メールが行くようにしたシステムです。スタートして数ヶ月ですが、今年は大いに活用して頂きたいと思います。

また、法人会館を改修して訪問しやすい法人会を目指してきました。此方も、研修会・セミナー等で活用して頂きたいと思います。

法人会は、今年も会員役員の皆様にとって、楽しく有意義な会を目指して頑張っていきたいと考えています。

今年も、昨年同様、参加して楽しい法人会を目指して皆様と共に法人会活動をして行きたいと思います。皆様のご協力よろしくお願いいたします。

各支部の活動は勿論、青年部会・女性部会・源泉研究部会3部会の活動も活発に展開していただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

最後に、今年は戌年です。申年・酉年ときて、桃太郎の鬼退治に向けて3匹の仲間がそろいます。

犬猿の仲を酉もってくれた昨年の酉年に感謝し、来年は亥年で突き進む年なので、今年はその準備期間ともいえます法人会で知り合った仲間と一緒に戌年を乗り越えましょう。

本年もよろしくお願い致します。



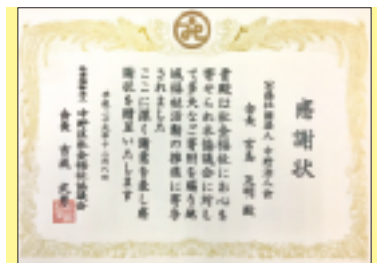
～～～～ 多くの皆様に参加して頂きました ～～～～



～ ロビーの展示より ～



～ ロビーの展示より ～



～～ 12月8日 中野区社会福祉協議会より（柴野氏） ～～



祝 辞



中野税務署
原 署長

新年明けましておめでとうございます。

御紹介いただきました中野税務署長の原でございます。

平成30年の新春を迎え、公益社団法人中野法人会の皆様に謹んで新年のお喜びを申し上げます。

旧年中は、宮島会長をはじめ、役員及び会員の皆様には、税務行政対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。お陰様で、中野税務署の事務運営も、現在、順調に推移しており、これもひとえに皆様方の温かい御支援の賜物と感謝申し上げます。

昨年の出来事を振り返りますと、フィギュアスケート及びバドミントン、卓球など多くのスポーツで日本人選手が活躍する場面が多く見られたほか、19年振りに日本出身の横綱が誕生しました。また、将棋界においては14歳の中学生棋士が29連勝の新記録を達成したことや、上野動物園ではパンダの子が誕生するなど、日本中を明るくしてくれるようなニュースもありました。

中野法人会の活動に目を向けますと、鍋横祭りやヌーノジャズフェスタ、中野にぎわいフェスタにおいて税金クイズを開催していただきましたほか、税に関する絵はがき募集活動及び各種研修会、租税教室などを通じまして、税知識の普及及び納税道義の高揚に努められており、厚く御礼申し上げます。

皆様のこのような活動は、税務行政の円滑な運営に大きく寄与するものでありますので、今後とも税の良き理解者として、より一層お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、年も明けて、間もなく所得税、消費税及び贈与税の確定申告の時期を迎えます。2月16日から3月15日までの間の申告書作成・相談会場は、昨年同様、四谷税務署及び新宿税務署と3署合同で、JR新宿駅新南エリアの「ルミネZERO (NEWoMan 5階)」に設置することとしております。この期間は中野税務署内に申告書作成・相談会場はありませんので、会員の皆様のみならず地域の皆様への周知の御協力をお願いいたします。

結びに当たり、皆様にとりまして新しい年が幸多い年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。



~~~~~ ご来賓の皆様 ~~~~~

~~~~~ 役員の皆様 ~~~~~



〜 飯田顧問と 〜



〜 宮島会長と 〜



〜 山元統括官と 〜



〜 オプションコーナーで 〜

ANTENNA by NakanoHoujinkai ④



仲間や家族と楽しめるイベントやグルメが満載! 大満足の日を遊びつくそう!



●会場案内・コース



祝 辞



中野都税事務所
内藤 所長

皆様、明けましておめでとうございます。

本日は、公益社団法人中野法人会の新年賀詞交歓会にお招きいただき、誠にありがとうございます。

旧年中は、宮島会長をはじめ会員の皆様方には、都政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、当所の税務行政に対しましても、都税広報記事の会報掲載や、各種イベントでの広報協力、適正な申告納付や、電子申告の推進活動など、格別のご協力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

今年は、平昌2018オリンピック・パラリンピック冬季競技大会が開催されます。そしてその先には、いよいよ東京2020大会、オリンピックまであと925日、パラリンピックまであと957日となりました。会場の整備やバリアフリー化、東京の魅力発信やボランティアの育成など、ハード・ソフト両面のレガシーを次世代に継承できるよう、大会準備を着実に進めてまいります。

また、超高齢・人口減社会が進む中でも、東京都が持続的に成長を続けていくために、本年も引き続き、都市の活力の源である「人」に焦点を当てた施策を推進してまいります。

大きな変化を乗り越え、誰もがいきいきと活躍できる東京を実現するうえで、皆様から納めていただく都税は大切な財源となります。皆様からのご協力をいただきながら、都税収入の確保に一層努めるとともに、中小企業支援対策や環境対策など、税制面からの支援も継続してまいります。

中野都税事務所といたしましても、本年も納税者の皆様の立場にたち、親切できめ細かい対応を心がけながら、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に努めてまいります。

結びに、新しい年が公益社団法人中野法人会にとりまして、更なる飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



田中 区長

皆様、新年明けましておめでとうございます。法人会の皆様におかれましては、納税道義の高揚、税知識の普及・啓発ということで、様々な活動して頂いているということに、本当に敬意を表するものでございます。

公益社団法人ということで、納税こそ最高の社会貢献なわけですが、そうしたことに加えて、様々な地域イベントに出て頂いたり、地域の清掃活動などにも参加をして頂いたり、あるいは、子供たちへの税教育などにもご協力を頂いたりということで、幅広く公共公益的な活動を法人会として担っていただいているということに対しましても、本当に心からの敬意と感謝を表したいと思います。

現在のところと言うと、いざなぎ景気を超える戦後2番目の景気拡大が続いている中、昨年を振り返りますと、求人倍率が高い、失業率は低い、所得も一定程度上がっている、株価は年初めから年末までの間で1.5倍になったということで、やはり経済の基調というのは現状良いのかなと感じております。

今、平成30年度の予算案を作っておりますけれども、法人税収を見ますと、昨年度の後半辺りからかなり上向いてきているということから、法人税収もある程度上昇ということで見ております。個人の税収につきましても、納税義務者数も増えましたし、所得もある程度増え、多少上昇を見込んでいるという状況でございます。

いずれにしても2020東京オリンピック・パラリンピックまでの間に、現在のこうした経済の上向きの力というものを活かしながら、働き方改革、生産性革命、本当に日本の社会が次の時代に向けて新たな力を持って行ける、次の時代によりあった社会のあり方に変り、生産性も向上する、そういう形になっていかなければ、日本の社会の未来はないのかなと思っております。

中野区でも昨年、管理職全員がイクボス宣言をすることで、働き方改革もやっております。また、一方で産業振興というところでは、ICTコンテンツやライフサポートビジネスといったこれからの時代を切り開いていく、そういう事業・業種を中心に産業振興のための様々な施策を集中して行っているところでございます。

中野駅周辺の街づくり、また、西武新宿線沿線の連続立体交差やそれに伴う各駅の街づくりなど次の時代に向けて中野区がしっかりとしたレールを引き、着実なものにしていくのが、この平成30年なのかなと思っております。皆様と共に、皆様に納めて頂いた税金が本当により活きるような、区政を目指して、税金を活かして本当に未来が開けるような区政を目指して今年も頑張っ参りたいと思っております。

法人会の益々のご発展と、本日お集まりの皆様、会員企業の益々のご発展そしてご健勝ご多幸をご祈念いたしまして私のあいさつにさせていただきます。

本日はありがとうございました。

税 務 署 だ よ り

確定申告のお知らせ

税務署へ提出する申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。

税務署へご提出いただく申告書等については、提出する都度、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類（通知カード等）の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

○ 申告書はご自身で作成して提出はお早めに ○

平成29年分申告相談及び申告書の受付期間

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 所 得 税 及 び
復興特別所得税 | 平成30年2月16日（金）から3月15日（木）まで |
| 贈 与 税 | 平成30年2月 1日（木）から3月15日（木）まで |
| 個 人 事 業 者 の
消費税及び地方消費税 | 平成30年1月 4日（木）から4月 2日（月）まで |

○ 納税は、振替納税をご利用ください。 ○

平成29年分の確定申告分の振替納付日

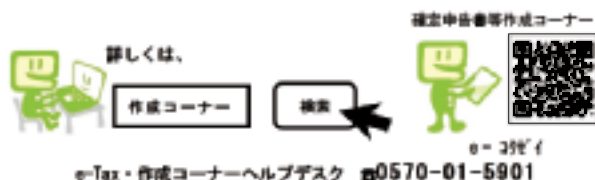
| | |
|---------------------------|--|
| 所 得 税 及 び
復興特別所得税 | 平成30年4月20日（金）
（振替納税を利用しない場合の納期限：3月15日（木）） |
| 個 人 事 業 者 の
消費税及び地方消費税 | 平成30年4月25日（水）
（振替納税を利用しない場合の納期限：4月2日（月）） |

※ 振替納税をご利用いただくためには、**事前の手続が必要です。**
なお、**贈与税**については、**振替納税はご利用いただけません。**

○申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

○「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただきますと、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

国税庁ホームページで申告書が作成できます。



国税局・税務署

税 務 署 だ よ り

平成30年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ～ 公平な世の中を創る、志 ～
適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
- 1 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
 - 2 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込手続
- 1 申込方法：インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 受付期間：平成30年3月30日(金) 9時～平成30年4月11日(水) [受信有効]
 - 3 受験案内交付期間：平成30年2月1日(木)～平成30年4月11日(水) 9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所：東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇ 試験日
- 第1次試験 平成30年6月10日(日)
 - 第2次試験 平成30年7月11日(水)～平成30年7月19日(木)のうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に中野税務署総務課(TEL 03-3387-8111 内線204)までお尋ねください。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

| | 法人事業税・地方法人特別税・法人住民税 | 事業所税(23区内) | 固定資産税(償却資産)(23区内) |
|---------|--|--|--|
| 電子申告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 予定申告 ○ 確定申告 ○ 清算確定申告 ○ 中間申告 ○ 均等割申告 ○ 修正申告 など | <ul style="list-style-type: none"> ○ 納付申告 ○ 修正申告 ○ 免税点以下申告 ○ 事業所用家屋貸付等申告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 償却資産申告 |
| 電子申請・届出 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人設立・設置届出 ○ 中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○ 法人税に係る連結納税の承認等の届出 など | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等新設・廃止 ○ 事業所税減免申請 ○ みなし共同事業に関する明細 | <ul style="list-style-type: none"> _____ |
| 電子納税 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本税の納付 ○ 加算金の納付 ○ 見込納付(確定申告分のみ) ○ 延滞金の納付 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本税の納付 ○ 加算金の納付 ○ 延滞金の納付 | <ul style="list-style-type: none"> _____ |

＜利用手続きについてのお問い合わせ＞

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

平日 8時30分～24時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459(左記の電話がつかない場合:03-5500-7010)

平日 9時～17時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

＜申告内容や納税についてのお問い合わせ＞

【電子申告、電子申請・届出】

○新宿都税事務所(法人事業税・地方法人特別税・法人住民税・事業所税) ☎ 03-3369-7151

○中野都税事務所(固定資産税(償却資産)) ☎ 03-3386-1118

【電子納税】

○中野都税事務所 徴収管理班 ☎ 03-3386-0649



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

知っとくと(得)情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



この時期、税務署では平成29年度確定申告書の受付をしております。所得税及び復興特別所得税と贈与税は3月15日が申告と納税の期限。個人事業者の消費税及び地方消費税は4月2日が申告と納税の期限となっています。**今回の知っとくと得情報は、「医療費控除」について説明**をいたします。

なお、平成28年度税制改正で創設され、平成29年度確定申告から適用（5年間の時限立法）されることになった「セルフメディケーション税制（特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）」については、その詳細を情報誌「なかの」第218号に記載してありますので、そちらをご覧ください。

医療費控除とは？

居住者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その年中に支払ったその医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額等の合計額の100分の5に相当する金額（その金額が10万円を超える場合には、10万円）を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が200万円を超える場合には、200万円）を、その居住者のその年分の総所得金額から控除することができる制度です（法73①）。

医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費は、**次に掲げるもののうち、通常必要であると認められるものとしてその病状その他一定の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額**とされています（法73②、令207）。

- 1 医師又は歯科医師による診療費又は治療費
- 2 治療又は療養に必要な医薬品の購入の費用
- 3 病院、診療所又は助産所へ収容されるための費用

- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師による治療を受けるための施術費
- 5 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話を受けるための費用
- 6 助産婦による分べんの介助料
- 7 介護福祉士等による喀痰吸引等に係る費用

医療費の具体的例示

次に掲げるように、**医師、歯科医師、施術者又は助産師（以下「医師等」という。）による診療、治療、施術又は分べんの介助（以下「診療等」という。）を受けるため直接必要な費用は、医療費に含まれるものと**されます（基通73-3）。

- (1)医師等による診療等を受けるための通院費若しくは医師等の送迎費、入院、入所の対価として支払う部屋代、食事代等の費用又は医療用器具等の購入、賃借若しくは使用のための費用で、通常必要なもの
- (2)自己の日常最低限の用をたすために供される義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯等の購入のための費用
- (3)法律の規定により都道府県知事又は市町村長に納付する費用のうち、医師等による診療等の費用に相当するもの並びに上記(1)及び(2)の費用に相当するもの

介護サービスの種類における医療費控除

最近、要介護度認定を受け、介護サービスを受ける方が増えて来ていますので、介護施設サービスの種類による医療費控除の対象について説明します。

「**介護老人保健施設**」は、医療以外の規定（健康保険法を除く）では原則として病院又は診療所に含まれるので、**必要な医療部分の負担額は医療費控除の対象**となります。

「**指定介護療養型医療施設**」は病院であり、**療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療部分の負担額は医療費控除の対象**となります。

一方、「指定介護老人施設」は病院ではなく、要介護度1から5までの認定を受け、同施設に入所する者が提供を受けた施設サービス費（食事の費用を含む。）の自己負担額の2分の1に相当する金額が医療費控除の対象となります。また、居宅サービスに関するものについては、一定の金額が医療費控除の対象となります。

介護老人保健施設とは

介護を必要とする高齢者の自立を支援するための施設で、介護保険法の規定に基づき設置されます。

要介護（1～5）と認定され、身体状況や病状が安定期にある原則65歳以上の人が入所できます。

家庭への復帰を主目的とした24時間365日運営される中間施設であり、ケアプランを3ヶ月ごとに計画し、医療的に管理された状態で機能訓練や理学療法、介護サービスなどが受けられます。

この施設は、都道府県知事の許可制であり、医療法という病院又は診療所ではありませんが、医療法以外の規定（健康保険法を除く）では原則として病院又は診療所に含まれます（介護保険法106）。

指定介護療養型医療施設とは

指定介護療養型医療施設とは、医療法上の規定による療養型病床群等を有する病院であって、入院する要介護者（原則65歳以上で「要介護1」以上の認定）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設で都道府県知事が指定したものを言います。

なお、厚生労働省は、2020年までに介護療養型医療施設を廃止する方針を打ち出しています。

指定介護老人福祉施設とは

指定介護老人福祉施設とは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのことで、65歳以上で身体や心に著しい障害があるため常時介護を必要（入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）とする人で、居宅では適切な介護を受けることが困難なときに入所することが出来る施設です。都道府県知事が指定したものを言います。デイ・サービス（日帰り介護）やショートステイ（短期入所生活介護）などの機能を備える。



「雛祭り」

3月3日は「上巳」「桃の節句」などと言われ、雛人形を飾り女の子の健やかな成長と幸せを願いました。雛人形には、厄除けとなる「桃の花」、体から邪気を祓う「お白酒」、よもぎの香気が邪気を祓う「草もち」、人の心臓をかたどり子の健康を祈る「ひし餅」、女性の貞節を教える「蛤」などが供えられます。ひし餅や雛あられに見られる3色は、雪の大地（白）、木々の芽吹き（青）、生命（桃）の自然エネルギーを表わしています。

3月の税務と労務

- ・国税／平成28年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
- ・国税／個人の青色申告の承認申請 3月15日
- ・国税／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- ・国税／2月分源泉所得税の納付 3月12日
- ・国税／個人事業者の29年分消費税の確定申告
4月2日
- ・国税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
4月2日
- ・国税／7月決算法人の中間申告 4月2日
- ・国税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
4月2日
- ・地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告 3月15日

4月の税務と労務

- ・国税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- ・国税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
5月1日
- ・国税／8月決算法人の中間申告 5月1日
- ・国税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
5月1日
- ・地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月16日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・地方税／軽自動車税の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・労務／労働者死傷病報告（1月～3月分）
5月1日

行動する法人会

ー平成30年度税制改正に関する提言ー

全法連では、平成30年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制に関する政策懇談会
11月16日

財政・金融・証券団体委員長 牧島かれん 氏

| | | | |
|--------|--------|---------|---|
| 山口 泰明氏 | 井上 信治氏 | 義家 弘介氏 | |
| 石原 宏高氏 | 野田 毅氏 | 山本 幸三氏 | |
| 柴山 昌彦氏 | 大岡 敏孝氏 | 佐藤 ゆかり氏 | |
| 田畑 毅氏 | 宮澤 博行氏 | 尾身 朝子氏 | |
| 三谷 英弘氏 | 宗清 皇一氏 | 猪口 邦子氏 | |
| 太田 房江氏 | 滝波 宏文氏 | 徳茂 雅之氏 | |
| 松川 るい氏 | 三宅 伸吾氏 | 三木 亨氏 | 他 |



公 明 党

財政・金融部会団体ヒアリング
11月22日

財政・金融部会長 竹内 譲 氏
濱村 進氏

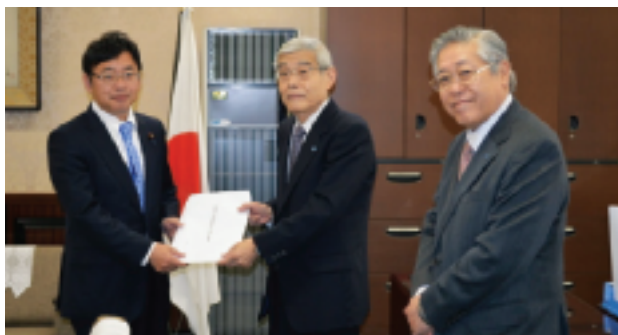


中野法人会は、11月に長妻・松本・鈴木衆議院議員、田中区長、いでい議長に提言書を送付しました。

財 務 省

11月7日

財務副大臣 うえの 賢一郎 氏



左から うえの財務副大臣、柳田税制委員長、松崎専務理事

国 税 庁

表敬訪問 12月7日

長官 佐川 宣寿 氏 次長 藤井 健志 氏
課税部長 山名 規雄 氏



右手前から 山名課税部長、佐川国税庁長官、藤井次長
左手前から 柳田税制委員長、小林会長、松崎専務理事

中小企業庁

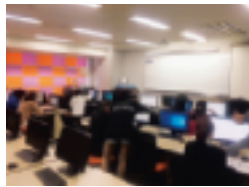
10月16日

長官 安藤 久佳 氏
事業環境部長 吾郷 進平 氏



右奥から 安藤中小企業庁長官、吾郷事業環境部長
左奥から 柳田税制委員長、松崎専務理事

中野区だより



12/21「初心者のためのパソコン講座」(共催：中野区・専門学校テクニカルカレッジ)

アール・ブリュット展



特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会 (ナカノプラプラ) からのお知らせ

～ キッズプログラミングセミナーを開催しています ～



ナカノプラプラでは、本年1月から3月までの日曜日、キッズプログラミングセミナー中級コースをICTCO(中野区産業振興推進機構)と共催しています。(満員御礼)

これは初級コースを受講されたお子様向けに、実際にプログラムの仕組みを知り、簡単なプログラムを自分で書いて動かせるようになるクラスです。

講師はナカノプラプラの会員企業から熟練者を選抜、更に大学生達のきめ細かなサポートにより、子供たちは難易度の高いカリキュラムを順調にこなしています。

現在、先進国では殆どのジュニアスクールにおいてプログラミングを学習しています。日本でも徐々にパソコンに親しむ機会が増えてきてはいるものの、学習格差が懸念されることでもあります。

ナカノプラプラではこのような時代背景をうけ、会員企業の率先的な協力と中野区の後援を得て、一歩進んだセミナーとして中級コースを担当することに致しました。本取り組みがICTの産業振興を推進する中野区にて始められた事も、意義あることかと思えます。

他にもICT・コンテンツに関わる様々な文化イベントを後押しするナカノプラプラ。引き続きご注目ください。

中野区グローバル戦略推進協議会の基幹団体のひとつ、中野区産業振興推進機構は、中野法人会も会員である特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会と、他3社により運営されています。



活発な社会貢献活動を展開!!

2018 中野区成人のつどい

(1月8日 於：サンプラザホール)



会場のサンプラザ前



田中区长・いでい議長 他



実行委員の皆様



会場のサンプラザ前

会場内では...

中野駅前「祝い餅つき大会」が...

『第32回中野通り桜まつり』に参加予定

桜満開、晴天、無事故で大成功で!

(平成30年4月6・7・8日 於：新井薬師公園)

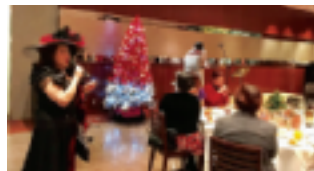
◆『公益社団法人・第七回通常総会』開催ご案内◆

- 日時：平成30年5月10日(木) 第一部「通常総会」(午後3時30分～) 13F スカイルーム
午後3時より受付 第二部「税務研修会」(午後4時30分～) 13F スカイルーム
午後3時30分開会 第三部「感謝状贈呈式」(午後5時30分～) 13F スカイルーム
- 会場：中野サンプラザ 第四部「懇親パーティー」(午後6時～) 13F コスモルーム

部 会 だ よ り

《女性部会》

◆チャリティクリスマスのタベ◆ (於：ウェストフィフティーサード・日本閣)



～ ～ ～ ～ 12月4日「女性部会主催：クリスマスのタベ」多くの皆様にご参加して頂きました ～ ～ ～ ～

《源泉研究部会 第380回研修会》並びに

◆『新年初顔合わせ会』を開催◆

～ 平成29年度分・確定申告について ～



11月24日：役員会を開催（於：日本閣）

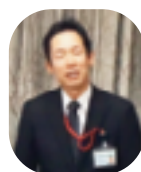
～ 皆様、真剣に ～

『第380回研修会』が、1月10日、法人会館において開催されました。

始めに、安藤部会長より挨拶があり、次いで中野税務署個人課税・福田上席より「サラリーマンの確定申告について」説明をして頂きました。



安藤部会長



講師：福田上席

《青年部会 第489回研修会》

◆ 基本に忠実に… !! ◆

～ 租税教室・講師養成研修 ～



～ 参加された皆様全員が講師候補です ～

12月8日、『第489回研修会』が法人会館で行われました。講師に、渋谷税務署広報公聴官・本田貢氏を招聘して、「租税教室・講師養成研修」をして頂きました。

初めての方も多く参加して頂き大盛況でした。



講師：本田公聴官

◆租税教室事前デモンストレーション◆

～ 終了後は忘年会を ～



～ ～ ～ 12月8日（於：法人会館） ～ ～ ～



～ ～ ～ 12月8日（於：俺んち） ～ ～ ～

◆「新年初顔合せ会」を開催◆

(1月19日 於：ウェストフィフティーサード・日本閣)



安田部会長



木村副会長



斉藤支部長



役員の皆様



～～～ 終始和やかに～～～

活発な社会貢献活動を展開!!

青年部会独自で“租税教室”を実施!

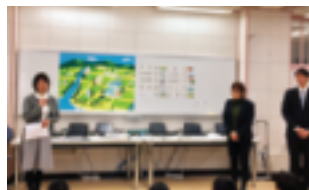
12月9日 (区立江古田小学校6年1・2組(クラス別))



応援して頂いた皆様



～ 講師：吉永氏・根本様



アシスタント：安田氏・内山氏・山田様



税金カルタ：滝口氏 ～

1月13日 (区立上高田小学校6年1組)



応援して頂いた皆様



～ 講師：滝口氏

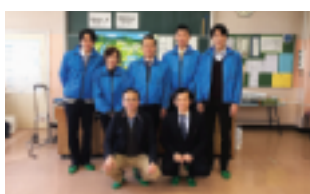


アシスタント：根本様・吉永氏・山田様



税金カルタ：滝口氏 ～

1月13日 (区立北原小学校6年1・2組(合同))



応援して頂いた皆様



～ 講師：根本様



アシスタント：吉永氏・内山氏



税金カルタ：滝口氏 ～

1月13日 (区立谷戸小学校6年1・2組(クラス別))



応援して頂いた皆様



～ 講師：米持氏



アシスタント：安田氏・竹下氏



税金カルタ：新井氏 ～

1月19日 (区立平和の森小学校6年1・2・3組(クラス別))



応援して頂いた皆様



～ 講師：根本様・吉永氏・米持氏



アシスタント：内山氏・加藤氏

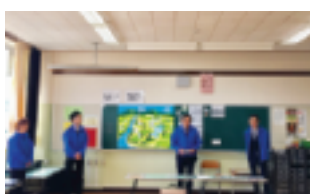


税金カルタ：滝口氏 ～

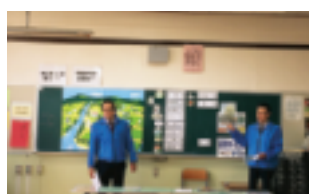
1月19日 (区立白桜小学校6年1・2組(合同))



応援して頂いた皆様



～ 講師：新井氏



アシスタント：安田氏・山田様・小高氏



税金カルタ：竹下氏 ～

大抽選会，喜びの笑顔・・・

